

岩手県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による通知について、通知すべき土地所有者の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成27年1月27日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1 通知すべき書面 金浜地区海岸改修工事及び二級河川津軽石川水系津軽石川改修工事（左岸：岩手県宮古市津軽石第2地割地内、右岸：岩手県宮古市赤前第8地割地内）に伴う収用事件に係る審理開始通知書

2 通知を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名	備考
宮古市大字赤前第11地割4番地7	盛合 政雄	下記3の土地の地番1番2及び同149番1の土地所有者
千葉県千葉市検見川町2丁目1820番地	長洞 廣美	下記3の土地の地番1番2及び同149番1の土地所有者
新潟県佐渡郡新穂村大字北方529の1	盛合 信夫	下記3の土地の地番1番2の土地所有者

3 収用し、又は使用しようとする土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県宮古市津軽石第2地割	1番2	原野	7,692㎡	7,692.75㎡	1,050.04㎡	161.49㎡	原野	別図にA、B、C及びDとして赤色で表示する部分
岩手県宮古市津軽石第2地割	149番1	原野	9,584㎡	9,584.46㎡	2,894.71㎡	1,219.84㎡	原野	別図にI及びJとして赤色で表示する部分

4 通知すべき書面の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。

付記 上記の書面を受領しないときは、平成27年2月17日をもって通知があったものとみなされます。